

危機管理・生活安全担当

港区特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝エレベーター事故に係る 損害賠償請求訴訟の和解について

1 訴訟当事者

(1) 原告

・港区

(2) 被告（以下「被告ら」といいます。）

- ・シンドラーエレベーター株式会社（エレベーター設計、製造及び保守会社）
- ・シンドラーホールディングアーゲー（上記会社の持株会社）
- ・株式会社日本電力サービス（エレベーター保守会社）
- ・エス・イー・シーエレベーター株式会社（エレベーター保守会社）

2 訴訟に至る経緯

(1) 事故の発生

平成18年6月3日、シティハイツ竹芝において、当時高校2年生であった居住者が、エレベーターかごの床面と乗降口の枠の上部との間に挟まれて亡くなる痛ましい事故が発生しました（別添資料No.1-2）。

(2) 事故発生後の区の対応

区は、事故の責任は事故機を提供したエレベーター製造会社等にあると考え、事故発生後から、被告らに対して事故のご遺族やシティハイツ竹芝の居住者への真摯な対応を求めましたが、被告らは十分な対応を行いませんでした。

そこで、区は、シティハイツ竹芝居住者の安全性及び利便性の確保や、不安を解消するため、ご遺族への対応はもとより、当該施設エレベーターの全機交換、エレベーターが使用できない状況での居住者への階段移動の際の介助、区独自の事故原因調査等の対応を行いました。

(3) 損害賠償請求訴訟の提起

区は、平成22年3月に、事故後の対応に要した経費の支払を被告らに求めましたが、被告らはこれに応じなかったため、平成22年第2回区議会定例会での議決を得て、同年7月6日、被告らに対し、区がエレベーターの交換工事等に要した費用13億8,419万2,575円の賠償を求める民事訴訟（東京地方裁判所平成22年（ワ）第25263号）を提起しました。

3 訴訟経過

(1) 訴訟経過の概要

平成22年10月の第1回口頭弁論期日以降、平成27年7月までの14回にわたる口頭弁論において、各当事者による主張の補充等の審理が進められました。

平成27年7月、裁判所は、本訴訟について論点を整理する必要から、法廷

における口頭弁論外で協議を進める弁論準備手続に移行することを決定し、以後、21回にわたる弁論準備手続において、被告らの責任や賠償の対象となる損害に関する各当事者の主張の整理等が行われました。

弁論準備手続が進行するなか、平成29年2月には、裁判所から、本訴訟について和解を検討するよう各当事者に指示があり、区も検討を開始しました。

その後、同年11月にご遺族が提起した訴訟において和解が成立した状況も踏まえ、平成30年10月から、本訴訟について和解協議が開始されました（別添資料No. 1-3）。

（2）和解協議における区の主張

本訴訟は、事故後の区の対応に要した経費を被告らに損害賠償請求した訴訟であり、そのため、和解協議に入る方針として、区は、次の考え方に基づき裁判所及び被告らと協議を行ってきました。

ア 事故後の対応に要した経費は、被告らにおいて、区に最大限の補填をすることが必要であること。

イ 事故後、居住者の不安の解消をはじめ、いち早く普段の暮らしが取り戻せるように区が行った対応は、行政を執行する自治体として当然のことであり、適切であったことを明らかにすること。

ウ 本件のような損害賠償請求訴訟の目的は、あくまで金銭的な損害の補填を求めるもので、被告らに再発防止策の実行を求めることができないという訴訟上の特性があることから、住民福祉の増進を役割とする自治体としては、再発防止策の実行を求めるために、本件和解の機会を生かすことが最善であること。

エ 本件のような事故を二度と起こさない、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取組は、金銭での補填では得られないものであり、今後の安全・安心の地域社会づくりに大いに寄与するものであること。

（3）和解勧告

和解の勧試に当たっては、裁判所の粘り強い説得と努力のもと、被告らは和解協議の内容を受け入れ、令和元年10月4日、裁判所から各当事者に対し和解勧告がなされ、合計4億円の和解金が区に支払われること等が提示されました（別添資料No. 1-4）。

4 和解勧告の受諾

裁判所は、本訴訟について、区が主張する全ての損害に係る相当因果関係の立証には限界がある旨を示した上で、事故の再発防止やエレベーターの安全確保に向けた将来志向の解決を図ることを目的として、和解を勧試しています。

和解勧告の内容については、以下のとおり、区の主張が受け入れられました。

- （1）被告らから支払われる和解金については、区の主張が最大限受け入れられたものであること。
- （2）区が行った事故後の対応について、行政を担う区の行為として十分理解できるものであり、区の対応が適切であったと評価していること。
- （3）被告らに対し、再発防止の取組を責務とすることが明記されており、将来に

に向けた安全対策の履行が、港区のみならず全国において担保できるものであること。

以上を踏まえ、区は、事故発生から10数年が経過した中で、事故を風化させることなく、エレベーターを含む施設の安全対策に早期に注力し、区民の生命・身体・財産を守る自治体としての役割を果たしていくため、和解勧告を受諾します。

5 今後のスケジュール

12月11日 和解成立予定日